

習志野市農業委員会総会議事録

令和4年第10回習志野市農業委員会総会は令和4年10月5日（水曜日）に習志野市役所5階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午前9時00分

1. 委員の出欠席 16名中 14名出席 欠席 2名（網掛け）

委員氏名

1番 中野 政博	2番 江口 明美	3番 江口 勝洋
4番 渡邊 喜代美	5番 櫻井 茂雄	6番 三代川 和彦
7番 飯生 正己	8番 廣瀬 克久	9番 村山 源司
10番 中墓 明	11番 矢野 泰宏	12番 都築 博文
13番 織戸 淳也	14番 渡邊 幸枝	

会 長 三代川 彦博

会長職務代理者 村山 茂男

1. 議事録署名人 10番 中墓 明 11番 矢野 泰宏

1. 総会に付した議件

議案第1-1号 生産緑地のあっせん結果について

議案第1-2号 生産緑地のあっせん結果について

議案第2号 習志野市農業委員会定数問題検討委員会での検討結果について（答申）

1. 報告案件

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

報告第4号 農地法第4条許可に伴う工事完了報告書について

1. 議案審議結果

上程3件 承認3件

1. 閉会時間 午前9時50分

<p>議 長</p>	<p>みなさん、こんにちは。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今より、令和4年第10回習志野市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>総会の開催に当たりましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を講じて開催してまいります。</p> <p>これまでどおり出来る限り会議時間を短縮させていただき、濃厚接触の時間を軽減したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、1番、中野 政博委員、9番、村山 源司委員から欠席される旨の連絡がありました。</p> <p>よって、農業委員16名の内、14名の出席により、本日の総会は成立いたしました。</p> <p>次に、議事録署名人について、「習志野市農業委員会会議規則」第26条の規定により議長より指名させていただきます。</p> <p>10番、中基 明委員、11番、矢野 泰宏委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の議案上程件数は3件、報告件数は4件でございます。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>議案第1-1号、生産緑地のあっせん結果についてを議案とします。</p> <p>事務局は、議案第1-1号の議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第1-1号は、生産緑地のあっせん結果についてであります。</p> <p>対象となりました生産緑地は、習志野市藤崎六丁目にあります農地二筆であり、面積は4,472平方メートルであります。</p> <p>このたびの生産緑地につきましては、主たる従事者の死亡により、市に対し、買い取り申し出が行われ、市として購入希望がなかったことから、市長より、あっせんの依頼がありましたので、農業従事者の購入希望の有無について、皆様方より報告を頂戴するものであります。</p> <p>2番の申請者は、資料記載のとおりでございます。</p> <p>本日皆様方から、あっせん結果のご報告いただき、その結果を市長に対し、回答するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。事務局、ありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には、各地区の皆さんに、生産緑地の場所、面積、希望額等をお伝えいただく中で、生産緑地の購入希望の有無について聞いていただいたことと思います。</p>

議 長	<p>生産緑地を購入しようとお考えになった方はおられましたか。 対象地が藤崎地区ということで、藤崎地区選出の江口勝洋委員、 購入を希望された方はいらっしゃいましたか。</p>
江口勝洋委員	<p>いいえ。おりませんでした。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。 その他の委員は、購入を希望された方はいらっしゃいましたか。</p>
各委員	<p>……希望者おりませんとの発声あり……</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 特段、購入希望の意向を示された方はいなかったようです。 それでは、議案第1-1号、生産緑地のあっせん結果について、各地 域の農業者で購入希望者がいなかったことを市長に対し回答するこ とといたします。 事務局は、速やかに市長に回答をお願いします。</p> <p>続きまして、議案第1-2号、生産緑地のあっせん結果についてを 議案とします。 事務局は、議案第1-2号の議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。 議案第1-2号につきましても、議案第1-1号と同様な生産緑地のあっせん 結果についてであります。 対象となる生産緑地は、習志野市鷺沼台三丁目にあります農地合計9筆で あり、面積は826平方メートルであります。 こちらの生産緑地につきましても、主たる従事者の死亡によって、市に対し買 い取り申し出が行われましたが、市として購入希望がなかったことから、市長よ り、あっせんの依頼がありましたので、農業従事者の購入希望の有無について、 皆様方より報告を頂戴するものであります。 2番の申請者は資料記載の通りでございます。 本日皆様方から、あっせん結果をご報告いただき、その結果を市長に対し、回 答するものであります。 説明は以上です。</p>

議 長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>本件も、議案第1-1号と同様に先月の総会におきまして、市長より生産緑地の買い取り希望について、あっせんの依頼がありました。</p> <p>同じく地域の農業者からは、生産緑地を購入しようとお考えになった方は、おられたのかお伺いします。</p> <p>対象地が鷺沼台地区ですので、鷺沼地区の村山職務代理いかがでしたか。</p>
村山職務代理	<p>買い取りを希望された方は、いませんでした。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>その他の委員は、こちらの生産緑地の買い取りを希望された方はいらっしゃいましたでしょうか。</p>
各委員	<p>……希望者おりませんとの発声あり……</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>こちらの生産緑地につきましても、購入希望者はいないようです。</p> <p>それでは、議案第1-2号の生産緑地のあっせん結果についても、各地域の農業者で購入希望者がいなかった旨を市長に対し回答することといたします。</p> <p>事務局は、速やかに市長に回答をお願いします。</p> <p>次に移ります。</p> <p>議案第2号、習志野市農業委員会定数問題検討委員会での検討結果についてを議案といたします。</p> <p>事務局は、議案第2号の議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、総会資料をご覧ください。</p> <p>議案第2号は、習志野市農業委員会定数問題検討委員会での検討結果についてであります。</p> <p>習志野市農業委員会定数問題検討委員会につきましては、令和4年2月21日付け農委第361号にて、会長より委員皆様に対し、諮問を受けましたので、村山茂男職務代理を委員長、三代川和彦委員を副委員長として、合計11名で構成する検討委員会を設置いたしました。</p>

<p>事務局</p>	<p>検討委員会では、令和5年10月7日の次期改選を見据え、合計4回に亘る協議検討により、皆様に配布しました答申書のとおり、意見が集約したところでございます。</p> <p>それでは、この場をお借りいたしまして、答申に至るまでの習志野市農業委員会定数問題検討委員会での検討内容や、各農協支部等との協議内容について、報告させていただきます。</p> <p>当該検討委員会は、毎月開催しております農業委員会総会後に開催させていただきました。</p> <p>第1回目となりました本年4月には、委員長及び副委員長の互選を実施した後、検討を進める当たり、11名の検討委員皆様より、定数増減について、率直な意見を賜ったところであります。</p> <p>11名の皆様からは、現行16名を維持すべきと多くの声を伺えたことから、16名を維持することを前提として検討が開始されたものであります。</p> <p>しかしながら、一番危惧しなければならないことは、16名という定数に対し、次期農業委員の担い手が確保出来るのかということでもあります。</p> <p>また、農業委員会の設置について、農業委員会等に関する法律第3条では、市長は、市内の農地面積が200ヘクタールを下回る場合には、農業委員会を設置しなくて良いとされており、各委員より率直な意見を伺えたものの、現行の委員定数でなければ農業委員会が担う業務の遂行が出来ないものか、検討を始めたものであります。</p> <p>更に、生産農家の減少を考慮いたしますと、農協役員や農業士等協会委員など、農業関係の委員等を兼任される方が多く、各々の地域農業を守られてきた方の率直な意見を伺う必要がありました。</p> <p>そこで、事務局にて各地域に赴き、各支部長など、地域農業の重責を担われている方々のご意見を頂戴し、検討材料の重要情報として取扱わせていただいたところであります。</p> <p>その後、認定農業者数や女性農業者、青年農業者、中立委員など、委員の内訳に関する諸条件や、鷺沼地区で行われる土地区画整理事業、30年の指定期間満了を迎える生産緑地の問題など、様々な課題等を申し上げ、約半年間、検討を重ね、本日の答申書手交という結論に達したところであります。</p> <p>説明が長くなりましたが、この後、委員長より会長へ答申書の手交を行っていただく予定でございます。</p> <p>これにより、会長から諮問いただいた農業委員会の定数については、終結となりますことから、委員長に、検討委員会解散の宣言を併せてお願いするものです。</p> <p>私からの説明は以上です。</p>
------------	--

議 長	<p>事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、この後の議事進行については、村山職務代理と事務局に一任をいたしますので、よろしくお願いします。</p>
村山委員長	<p>ただ今、三代川会長より議案第2号の議事進行について、一任していただいたので、検討委員会の委員長である私から、議事進行させていただきます。</p> <p>今ほど、事務局より説明がありましたとおり、検討委員会を設置し、農業委員会の定数について、審議を重ねてまいりました。</p> <p>その結果をただ今から答申いたします。</p> <p>それでは、事務局は進行の案内をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>それでは、三代川会長、村山委員長及び三代川和彦副委員長は、ご面倒をおかけいたしますが、自席から一度お立ちいただき、事務局の案内に応じて指定の場所へのご移動をお願いいたします。</p>
村山委員長	<p>それでは、事務局は答申書の代読をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>それでは、村山茂男委員長のご指示によりまして、答申書を読み上げさせていただきます。</p> <p>答申。習志野市農業委員会会長 三代川 彦博様。</p> <p>令和4年2月21日付け農委第361号にて、会長より、各農業委員に対し諮問の依頼を受け、農業委員会の定数について、農業委員11名で構成する習志野市農業委員会定数問題検討委員会を設置いたしました。</p> <p>定数の検討及び見直しに際しては、合計4回に亘る同検討委員会での検討や、各所属団体及び地元農業者との緊密な協議を行う中で、各農協支部内の人選に関する実情に接し、共通認識を図って参りました。</p> <p>その結果、下記の理由により、意見が集約されましたので、次の通り答申いたします。</p> <p>一つ、習志野市の農業課題等として、農業従事者の高齢化問題、後継者不足等による耕作放棄地対策など、農業を取り巻く環境の悪化が見られ、農産物の価格の低迷、農業資材の価格高騰など、農業経営は一段と厳しい状況が続いていること。</p> <p>二つ、鷺沼地区市街化調整区域内の農地においては、土地区画整理事業の進捗に注視するとともに、換地の問題及び農地転用のほか、生産緑地地区の</p>

事務局	<p>新規指定等、農地所有者から様々な相談を受けることが見込まれること。</p> <p>また、使用収益停止までの農地の適正管理に対する指導など、農業委員会としての責務や業務量が増大すること。</p> <p>三つ、令和4年11月23日をもって30年間の指定期間が満了を迎える生産緑地の有効利用や、農業振興地域内の農地の遊休農地対策が喫緊の課題となっており、農地利用最適化推進委員が担うべき業務を兼務する各農業委員の責務は、今後も重大なものになること。</p> <p>したがいまして、県内唯一の農地利用最適化推進委員を置いていない本市の地域特性からも、次期農業委員の定数について、十分な協議を重ねた結果、現行の定数である16名を維持することで意見が集約されましたので、答申します。</p> <p>なお、農業委員の定数見直しについては、今後も継続的に検討を行う必要があると判断に至ったことを申し上げます。</p> <p>令和4年10月5日。</p> <p>習志野市農業委員会定数問題検討委員会委員長 村山茂男、代読。</p>
村山委員長	<p>よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただ今、村山委員長より答申書を受領いたしました。</p>
村山委員長	<p>ただ今、会長に答申書をお渡しいたしました。</p> <p>これを持ちまして、習志野市農業委員会定数問題検討委員会は、会長から諮問いただいた事項を完結させていただき、本日、この場をもって解散とさせていただきますこと、ここに宣言いたします。</p> <p>検討委員の皆様におかれましては、何分不慣れでございましたが、ご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。</p> <p>皆さん、どうもありがとうございました。</p> <p>事務局、この後の進行をお願いいたします。</p>
事務局	<p>村山委員長ありがとうございました。</p> <p>それでは、議事進行を会長にお返しいたしますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい。改めまして、検討委員会委員を仰せつかっていただきました11名の委員の皆さん、そして事務局には、本当に長きに亘り、協議をしていただきまして、誠にありがとうございました。</p>

議 長	<p>毎月の総会后、大変ご多忙にも関わらず、検討委員をお引き受けいただきまして、また、このように答申をいただきましたこと、誠に感謝申し上げます。</p> <p>ここにおられる農業委員の皆様の総意として、答申を受けました。よって、事務局は、今後の手続きや、次回総会審議となる事務手続きについて、委員の皆様に情報共有のため、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。それでは、委員長より答申書が手渡され、委員長の宣言のとおり、このメンバーで構成された検討委員会は解散となります。</p> <p>私から、今後の流れについて説明させていただきます。</p> <p>皆様ご存知のとおり、平成29年に農業委員会等に関する法律が改正されまして、これまで農業委員の選出については、選挙による方法から市長が議会の同意を得て、任命する制度へと改正されました。</p> <p>皆様が、令和2年10月7日に市長より辞令を受け取られた時まで、どのような手続きが行われたか思い出していただきながら、説明を聞いていただければと思います。</p> <p>まず、農業委員会の定数見直しに関わる検討は、市長から会長に対し、見直すべきと指摘いただき、諮問、検討、答申という運びとなったわけではございません。</p> <p>先ほど、議案説明の場において触れましたが、本市の場合は、法律改正後、農地面積を基準といたしますと、設置しなくてもよい組織となりました。</p> <p>しかしながら、農地転用の審査や、優良農地の確保など、習志野ならではの都市農業、都市農地を守るため、市長より、農業従事者の代表者である 皆様の叡智を求めたく、農業委員会という組織を維持してきた経緯がございます。</p> <p>さらには、奏の杜を筆頭とした土地区画整理事業が実施され、鷺沼地区でも同様に、土地区画整理事業が実施されようとしております。</p> <p>このような実情に触れ、市長からの依頼を受けての検討ではなく、あくまでも農業委員会として独自に検討したものであると、今一度、ご認識いただきたいと思います。</p> <p>それでは、今後の進め方について申し上げます。</p> <p>今ほど申し上げたとおり、市長の任命制に改正されましたので、次期改選時には、検討委員会での答申結果をもとに、市長としても、16名を任命いただき、現行定数が継続維持されるよう要望事項を記した要望書を市長に対し、会長から提出いただくこととしております。</p>

	<p>事務局</p> <p>よって、委員の皆様におかれましては、次回、11月の総会にて要望書案についてご審議をいただき、農業委員総意の要望書として正式に作成し、会長、検討委員長、検討副委員長の三名にて市長に対し要望書を提出させていただきます。</p> <p>その後は、皆様ご経験のある流れとなって参ります。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい。事務局、ありがとうございました。</p> <p>それでは、委員の皆さんから、要望書の作成に及んで追加の事項が無いか、ご意見があれば伺いたいと思いますが、何か意見をお持ちの方がいれば、挙手願います。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ご意見等、特になければ、事務局は、この答申書に基づき、市長へお渡しする要望書を取りまとめてください。</p> <p>委員の皆さんにおかれましては、次回の11月総会における議案となりますので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で、審議案件は終了といたします。</p> <p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号の農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理通知及び、報告第2号の農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理通知ですが、事前に総会資料を配布してありますので目を通していただいていると思いますが、質問等のある方は、挙手願います。</p> <p>事務局、何か補足説明はありますか？</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>特段ございません。</p> <p>はい。質問等が無ければ、次にまいります。</p> <p>続きまして、報告第3号ですが、引き続き農業経営を行っている旨の証明書(相続)についてです。</p> <p>事務局、補足説明はありますか。</p> <p>なお、説明中については、暫時休憩といたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>………暫時休憩中、事務局より補足説明………</p>

議 長	<p>事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 質問等のある方は、挙手願います。</p> <p>よろしいですか。 それでは、現地調査に同行しました村山職務代理、何かお気づきの点等ありましたでしょうか。</p>
村山職務代理	<p>はい。今ほど事務局より説明があったとおり、現地調査を行いまして、相続税の納税猶予の適用を受けた農地の全てを回りました。 各々、適切に肥培管理されておりましたので、特段問題ありませんでした。 以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。 私も普段から対象者のことはよく承知しており、営農も頑張ってもらっしゃる方ですので、問題無いと思います。 いかがでしょうか。委員さんから何か質問等があれば挙手お願いしたいと思います。いかがですか。</p> <p>よろしいですか。 はい。無いようでしたら続きまして、報告第4号に移ります。 報告第4号は、農地法第4条の許可に伴う工事完了報告書についてです。 事務局より、補足説明がありましたらよろしく願います。 説明中につきましては、暫時休憩といたします。</p>
事務局	<p>………はい。事務局より補足説明。………</p>
議 長	<p>はい。事務局、ありがとうございました。 休憩前に戻り会議を開きます。 それでは、工事が適正に完了していたか、現地確認に同行いただきました渡邊 幸枝委員、何かお気づきの点等ありましたでしょうか。</p>
渡邊幸枝委員	<p>転用目的のとおり工事が完了しておりました。</p>

議 長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>それでは、各委員さん、何か質問等がございましたら挙手願います。 無いようでしたら、以上を持ちまして、令和4年第10回習志野市農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>その他として、これ以降は事務局に進行をお願いいたします。</p>
-----	--